

令和3年度第5回理事会議案書

日 時 令和3年9月24日（金）午後7時00分より

場 所 あさぶ商店街事務所

出席理事 理事長 稲川正勝
副理事長 佐藤典子
副理事長 劔物 忍
専務理事 木村 弘
理 事 内平純一
理 事 井上尚謙
理 事 生嶋宏治

欠席理事 理 事 柏崎辰徳（委任状提出）

事 務 局 奈良 正彦

会 議 次 第 1、開 会：
2、挨 拶：理事長

議 題 1、組合状況
2、第三者委員会進捗状況
3、北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業への応募の件
4、10月1日よりの最低賃金改定に伴う従業員給与の引き上げ
5、その他

* 【説】印は説明予定者

亜麻の花咲く手づくりの街

麻生商店街振興組合

議題 1. 組合・組合員状況

I. 報告事項

(1) 組合員

- 組合員数：86件*9月10日現在
- 入会：あらまほし(児童デイサービス 楽居館練成会跡) 9月6日加入
- 退会：

(2) 会議、会合

(3) 駐車場事業

- 駐車場看板問い合わせ 1件
-

(4) 商店街街区新規開店、閉店

- 新規開店：ヤオハチ札幌麻生店(北39西5旧ローソン)9月1日開店
ラクラス麻生(マッサジ 北40西5プレジデントハイム502)
- 閉店：
*開店、閉店など、情報提供をお願いいたします。

II. 社会貢献事業 (対象事業は、防犯カメラ、災害備品倉庫その他)

- 防犯カメラ 9月13日五叉路デブパン前(交通事故)
- キリンビバレッジより、災害時の自販機開放について、設置場所は屋内であること、自販機の大きさなどの条件があり、現状では無理、との回答あり。
なお、災害時の水については、キリンの方で用意できるとのこと、206本入り10箱、費用はキリン持ちでいかがか、との申し出あり。

III. 地域活性事業 (対象事業は、パークゴルフ、ボウリング、三世代、あさぶ夏祭り、亜麻そば会食、亜麻そば乾麺、おすそわけ、あさぶ一、おてらくご、あさぶらっと、その他)

- 亜麻そば会食 中止

IV. 情報発信事業 (対象事業は、ホームページ作成、五叉路その他)

- ホームページは順次更新。
- 五叉路第228号(10月発行)別紙参照

V. 環境整備事業 (対象事業は、駐車場、看板、古紙回収、まちの灯り、花いっぱい、亜麻栽培その他)

- 駐車場看板は8月26日に工事終了
- 管理棟賃貸契約につき、あさぶ商事より提案、別紙記載

VI. 街区振興事業 (対象事業は、りあん、市商連他の補助事業その他)

- 北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業 マスク、消毒液などの購入につき議題3にて提案

Ⅶ. 女性部（対象事業は、全般）

○第2回女性部わいわい会議議事録 参照

Ⅷ. その他（その他）

議題2、第三者委員会進捗状況

○9月7日付連絡

「再度質問させていただくこともあるかもしれませんが、これまでいただいたご回答や資料を基に委員会で検討事項を洗い出しつつ、提言内容に着手していきたいと思います。」

議題3、北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業への応募の件

○9月6日付にて道振連より「北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業」の案内がされた。組合店からマスク、消毒液の再度の配布の要望もあり、これに応募してはどうか。

内容は、昨年度の札幌市の感染防止対策支援事業とほぼ同じであり、補助限度額は100万円となっている。マスク2箱、消毒液5ℓ1本、非接触型検温計1本を考えており、予算は補助金86万円ほど、商店街負担は286,000円ほど+消費税で、402,000円ほどとなる見込み。交付決定後に組合員に案内を回し、受け取りに来てもらう方法を基本としたい。

発注先は、消毒液をイチミヤ薬局、マスクをポプラ薬局、検温計を通信販売（AMAZON）ではいかがか。見積もりを取ったのちに申請したい。

（1）感染拡大防止・販売促進支援事業

・感染予防：マスク、消毒液、体温計、清掃器具等の消耗品の購入 等

・販売促進：販促チラシ・ポスター作成、感染対策を万全にしたイベント開催に係る経費

（2）・補助率：3/4以内

・補助上限：1団体当たり100万円

・事業実施期間：令和3年（2021年）7月1日（木）～令和4年（2022年）1月31日（月）

（3）令和3年（2021年）9月15日（水）～10月29日（金）※（総合）振興局必着

※先着順です。予算上限に達し次第、募集期間内でも受付を終了します。

（4）申請など、別紙参照

議題4、10月1日よりの最低賃金改定に伴う従業員給与の引き上げ

○10月より北海道最低賃金が889円に改定される。

佐藤比呂子氏、松山氏の時給は現在870円であるので900円に引き上げる。

議題5、その他

○あさぶ商事より月額料金の契約改定につき提案。

・月額料金を20,000円（消費税込み）とする。

・管理棟含め、駐車場内清掃、災害備品倉庫管理、資源回収ボックス管理、商店街倉庫管理、駐車場看板下花壇整備、冬期の簡易除雪作業などの管理業務を見直し、これを委託する。委託料は無償とする。

・現在の契約を改定し上記業務を明示するか、覚書きとして付記するか、別に定めるか。

○あさぶ協議会だより9月号に福田仏壇店の記事が掲載され、4月号のあさぶ商事に続

日替わりオーナー出店者	レンタルスペース利用者	まちの教室講座など
mac'scurry	ブルミエール	介護のつどい
麻くらす	アートクレイシルバー	ネウボラ
	レジン（夏休み企画）	ゆるまる会
	パステル（夏休み企画）	
	スタンドグラス（夏休み企画）	

8月の学習支援は、全日程オンライン対応だったためりあんは未使用。8月2日からコロナまん延防止27日から緊急事態宣言。ネウボラ・ゆるまる会中止。Mac's curryワンコイン、ドライカレー店内飲食も満席で2回転テイクアウトと約50食出る。夏休み企画はチラシ配布後すぐに定員数達する。（レジン一番人気）コロナ対策で各5名でしたが低学年生を1人で教えるのでちょうど目が行き届く内容でした。

日替わりシェフ		店名		
	4月	mac's curry・3じのおちゃにき	10月	
	5月	mac's curry・3じのおちゃにきて	11月	
	6月	mac'scurry・麻くらす	12月	
	7月	mac'scurry・麻くらす・3時の	1月	
	8月	mac'scurry・麻くらす	2月	
	9月		3月	

まちの教室		店名		店名
	4月	リトミック・ネウボラ・アロ	10月	
	5月	リトミック・ネウボラ・アロ	11月	
	6月	ネウボラ・アロマ・介護者	12月	
	7月	ネウボラ・アロマ・介護者	1月	
	8月	ネオボラ・介護者・ゆるまる会	2月	
	9月		3月	

レンタルスペース		店名		店名
	4月	ブルミエール・アートクレイ・パステル・モンステラ・心の相談室	10月	
	5月	ブルミエール・アートクレイ・パステル・クレイファンデーション・心の相	11月	
	6月	ブルミエール・アートクレイ・アイシャドウ・心の相談室・タロット&オ	12月	
	7月	ブルミエール・アートクレイ・心の相談室・パステル	1月	
	8月	ブルミエール・アートクレイ・パステル・レジン・スタンドグラス	2月	
	9月		3月	

次回理事会予定

10月28日(木曜日) 19時～

あさぶ商店街 おもしる通信

5又路

発行

あさぶ商店街
理事長：福川 正勝

編集

副理事長：佐藤 典子
理事：内平 淳一
柏崎 辰徳

第228号

亜麻の花咲く手づくりの街

北区麻生町6丁目14-6

TEL: 011-707-9923

FAX: 011-758-7345

資源物戸別回収サービス ♪お気軽にご利用ください♪

4月・7月の回収実績 (合計)
紙類 450kg、金属類 1,513 kg、
布類 40kg、その他 610kg



その他、幅広く回収します。
【問合せ】☎707-9923 (奈良)



あさぶ商店街
キャラクター「あさぶー」

あさぶ商店街駐車場の看板 新たに設置!

NEW

商店街の「30周年記念誌」によると、1980年の駐車場開設と同じ時期に看板を駐車場に設置したようで、当時の写真も掲載されています。

古い看板は老朽化が激しく、台風シーズンを前に新しい看板に取り換えました。今回の看板と、以前のものと比べると若干小さくなり、看板と看板の間に隙間を取り、風の影響をなるべく受けられないようなものにしました。麻生地区以外の方にも利用



こちらの新しい看板も見てください
(2021年8月26日工事完成)

広く皆さんに利用していただけたらと思います。お問い合わせは、あさぶ商店街事務局までお願い致します。
あさぶ商店街
事務局長 奈良 正彦

組合店りー Vol.71

人気居つ
心地のたつと
の「サロ」
の「ン」



「ヘアサロンティアレ (Tiare)」は開業して10年、リラックスして過ごせるアットホームサロンと評判です。キッズスペースもあるので、お子さま連れもOK。全メニュー19時まで受け付けで、ヘア、まつ毛エクステなどお気軽にお楽しみください。

ヘアサロンティアレ
麻生町3丁目10-13 麻生ハヤシビル2F
☎594-8090 営業時間/10～19時
定休日/火曜、第1・3月曜
駐車場/あり (あさぶ商店街駐車場)

インフォメーション



麻生キッチンリあん

店頭の「青いポスト」のお願い

「未使用切手」と「書き損じハガキ」のみ募集中心
地域の皆さまには、いつもあり活動への多大なるご理解と協力を心より感謝申し上げます。麻生キッチンのあんでんでは「青いポスト」で「未使用切手」と「書き損じハガキ」を募集し、学習支援やこども食堂の運営に大切に活用させていただいております。何とぞ、ご理解・ご協力くださいますようお願い致します。



麻生惣菜 (りあんの新しいお店)

小さなおかず屋さんですが、昔懐かしい飽きのこない手作りのおかずをご用意しています。

【日時】10/27(水) 11時30分～14時30分
☎【問合せ】上記いずれも ☎707-9923 (西本)

麻生地区「集団資源回収」のお知らせ

あさぶ商店街では、本年度3回目の「集団資源回収 (資源物戸別回収サービス)」を行います。夏から秋へと季節が変わり、家の中もきれいにすがすがしい気持ちで暮らしたいですね。片付けなどで出された不要品の処分等、ぜひご利用ください。詳しくは北海道新聞の折り込みチラシをご覧ください。商店街事務局までお問い合わせください。

回収日：10月24日 (日)

札幌市よりいただいた奨励金は
安心・安全なまちづくりのために
商店街のさまざまな活動に使わせて
いただいております。

日時:2021年8月25日(水)10:30~13:00 場所:あさぶ商店街事務所

出席:鷺物・佐藤志保・佐藤美智子・中村・西本・佐藤典子 欠席:大清水・篠崎・田中

▶その後の動き、加筆(典子)

○協議事項

1. 花いっぱい事業 「あさぶ5叉路 ミニガーデン」

*8/31にプランターをさげる。樹とコキアだけの水やりを続ける。

2. 防災関連 「逃げ地図」をつくろう! 別紙

・当日の流れなど

9/4(土)の流れ…講師の藤木慎さん(防災マスター、ワクワク防災ヒーロー)を交えて確認。

*9時集合 麻生地区会館2階 会議室

9時半受付 担当:鷺物・美智子

10時開始 司会:西本

10:05 グループ内で自己紹介

テーブルコーディネーター:A…典子 B…鷺物 C…中村 D…菱沼 E…志保 F…美智子

10:10 地図づくり開始…詳細は、下記参照

11:45 各グループ発表

12:00 第1部 終了 (ここで帰る人に備蓄米を渡す)

12:05 第2部 実際に歩いてみよう

12:30 振り返り

12:40 終了

(コロナ緊急事態等で麻生地区会館閉館となった場合は中止とする。)

*「逃げ地図」について、藤木さんの説明を聞きながらワークショップを実施。

・ハザードマップ…危険な場所を知る地図。

地震・洪水・地盤沈下・土砂崩れなどのデータや調査内容を盛り込んで、市町村が作成した地図。

●逃げ地図…避難所～自宅までの安全に行ける道、ルートを知る地図。

・地震防災マップを見ながら、まずは今居る商店街事務所の位置と避難場所を確認。

・凡例を見ると地層の関係で3つに分かれていて、麻生は震度6強。

・町内会で配られている避難場所マップによると、A地区で避難場所は麻生総合センターになるが、ハザードマップを見ると 北区体育館も近い。

・地震が起きた時に何が怖いかな…液状化現象。

・洪水避難マップ…河川が氾濫した時の避難マップ。川が氾濫した場合、避難場所となる所が今居る所よりも危ない可能性があるため、注意が必要。

●実際に白地図に記入してみる。(麻生総合センターから和光小学校までのルート)

① 出発点と到着点を記入。和光小の隣の北陽中やその他の避難場所も記入。

② 地震防災マップの液状化危険度を中心に作成する。色分けの範囲を見ると、麻生はほぼ赤。

③ ルートの距離と時間は紐で測れる。紐の長さは高齢者が3分で歩ける距離129cmを基準に作っている。紐で測りながら色鉛筆で色分けして、時間・距離を記入。出発点は緑で到着点は赤。時間がかかるほど色が増える。誰かが図って誰かが記入し、いくつかのルートを作る。自宅から避難所ではなく、避難場所から自宅の地図…必ずしも自宅に居るとは限らないため。

④ 自分の居る場所→避難する場所→危ない範囲を記入。

実際に歩いてみて、倒壊しそうな家や子ども達が寄れる場所も加えても良いのでは…。

避難場所近辺の震度7になりそうな場所も記入しても良いかも。

⑤ 避難場所が危ないかもしれない場合もある。指定避難場所に必ずしも行かなくても、家にいた方

が良い場合もある。→ 家の中での倒れやすい物の補強とかをしておく。
調理中に地震があったら、ガスは地震で止まるので、火を消すよりもまず逃げる。

▶9/4の「逃げ地図」づくりに向けて、打ち合わせ、白地図や地震・洪水ハザードマップ、防災食等、準備をすすめたが、その後、コロナ緊急事態宣言により、やむなく中止。

3. (仮称)いのちの地図「麻生地区防災マップ」づくり 別紙

・今後の流れを確認。 調査活動(アンケート) 別紙

*7/29に田中さん(麻生連合町内会会長)、北さん(麻生まちづくり協議会副会長)、山川さん(麻生連合町内会防犯部長)と打ち合わせ。内容について報告。

- ・企画案…地震に対応して考える。現地調査予定。地図は不動産業者に入居時に配布してもらうのはどうか。災害時対応のガソリンスタンドを確認(北さん確認済)。など
- ・どんな地図を作りたいか…日頃から、どんな場所が分かっていたら良いか、地図に盛り込みたい場所について話合う。
- ・「病院、防災倉庫、コンビニ」の場所調査のお願いを、9/7(火)の麻生連合町内会会議で依頼する。×切:10/1(金)予定。

▶その後、「病院、防災倉庫、コンビニ」場所調査のお願い文、調査表を作成。

9/6、商店街事務所にて、北さん、山川さん、西本、佐藤で調査に向けて打ち合わせ。

麻生地区の白地図を作成。

9/7、麻生連町会長会議で、町内会長さんに調査依頼。→10/5しめ切り(次の会長会議)

4. その他

*北海道商店街女性セミナー参加報告書配布…読んでください。

○報告・確認事項

1. 皆さんより(お店などの近況報告、今後の予定など)→次回

2. その他

▶9/13、備品倉庫点検。女性の視点で昨年購入:液体ミルク(6本入り/4ケース)、母乳実感、紙おしめ・子ども用(M58枚/袋×3)おとな用(M30枚/袋×3)、生理用ナプキン(22枚・2パック×12)、水(500ml・24本/箱×2)。→ その他の備蓄品と一緒に新規購入希望。その際には、ウエットティッシュも追加購入希望。昨年購入品については、貧困家庭への支援団体「フードバンク イコロ」さん等へ寄贈し、地域貢献の取り組みにつなぎたい。

次回 10月6日(水) 10:30 ~12:00

あさひ商店街事務所

■麻生キッチンりあん 活動報告 (資料:りあん通信、りあん月次報告4~8月)

・9/10 りあんワーキング、商店街事務所にて

第15回「未来を強くする子育てプロジェクト」(住友生命)補助金申請について 他

・9/15 麻生発・子どもネットワーク会議、札幌市長に要望 (10/15までに回答予定)

「北区における2歳男児脂肪に関する緊急要望」

提出団体: NPO 法人麻生キッチンりあん、麻生商店街振興組合、麻生まちづくり協議会、麻生連合町内会、認定NPO法人 kacotam ほか 10 団体

北海道地域商業ウィズコロナ対策支援事業

経済第1号様式

令和3年度 補助金等交付申請書

2021年9月27日

(総合) 振興局長 様

申請者 住 所 札幌市北区麻生町6丁目14番6号

高橋ビル3階

氏 名 麻生商店街振興組合

理事長 稲川正勝 ㊞

事業(事務)名 地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助事業

上記の事業(事務)に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業(事務)の目的及びその概要

コロナウイルス感染防止対策として、組合員を対象にマスク、消毒液、非接触型体温計を購入し配布する。麻生地区にて配布しているコミュニティー紙「麻生協議会だより(五叉路)」にて商店街全体としてコロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいることを広く告知していく。

2 事業(事務)の着手及び完了の予定期日

着 手 2021年11月1日

完 了 2022年1月31日

3 補助金等交付申請額 金1,000,000円

事業計画（実績）書

設立年月日	1974年5月2日
申請者の営む主な事業	麻生地区の商業者を構成員とする商店街振興組合の運営
補助事業等の内容	<p>組合員を対象として、コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク、消毒液、非接触型体温計などを配布し、感染拡大を防止するとともに、商店街全体での感染防止対策に取り組んでいることを広く告知し、消費喚起につなげる。組合員は85件であり、計画ではそれぞれにマスク50枚入り2箱、アルコール5L入りボトル1本、非接触型体温計1本を配布する。現在組合員店舗のうち酒類提供の飲食店は24件ほどあるが、そのほか不動産関係や理美容室などの対面接客型店舗が19店舗あり、そのほかの金融医療関係の店舗でも対面接客型の店舗がある。これらの店舗に対し感染防止対策を徹底してもらい、安心して接客できる体制をとってもらうとともに来客者増を図る。現在緊急事態宣言下であり、酒類提供の店舗は大方休業しており、配布に際しては2022年1月31日までと長めの周知期間を設定し実施していく。</p> <p>また、商店街全体での感染防止対策の取り組みとして麻生地区に配布される「麻生協議会だより（五叉路）」に掲載し広く告知宣伝する。なお、「麻生協議会だより（五叉路）」は、毎月13,800部発行されているが、掲載費は別途かからない。</p>
補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）	<p>商店街全体での感染拡大防止措置をとっている地域であり、安心して日々の買い物や飲食店の利用を促すことができ、商店街街区での消費回復につなげることができる。現在札幌市は北海道の緊急事態宣言下であり、酒類提供店舗への休業要請や大型ショッピングセンターなどで営業時間の繰り上げなどの措置が取られ、人流の制限による感染拡大防止が図られているが、これに伴う消費者の購買意欲の低下が著しい。およそ2年間にわたるこのような状態は人命重視の面では致し方ないが、一律の休業要請や時短営業の要請は経済活動の原動力を制限することになる。これを回避し商店街区のにぎわいを取り戻すには徹底的な感染防止対策と情報提供及び啓発活動が必要である。コロナウイルスの感染状況が先を見通せない状況にあっては、できるだけ対策を講じることで感染の拡大を封じ込め住民、来街者の安心感を得ることが商店街の活性化へとつながる。</p>
備考	

- 注 1 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあつては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 3 事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。
- 4 「補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）」欄には、交付申請においては補助事業等の実施により見込まれる具体的な効果を、実績報告においては補助事業等の実施により得られた具体的な成果を記載すること。

経 費 の 配 分 調 書

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分					備 考
		道費補助(申請)額	自 己 負 担 額	道費補助金以外の補助金等の額	寄 附 金	そ の 他	
	円	円	円	円	円	円	
消耗品費	850,000	637,500	212,500	0	0	0	非接触型体温計 85 本
消耗品費	119,000	89,250	29,750	0	0	0	不織布マスク 170 箱
消耗品費	178,500	133,875	44,625	0	0	0	高濃度エタノール 50 入
計	1,147,500	860,625	286,875	0	0	0	

- 注 1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。
- 2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。
- 3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
- 4 「負担区分」欄を「道費補助（申請）額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

法人・個人事業主様向け 皮膚赤外線体温計 MC-720-JB **NEW**

三上アトリエ > 法人・個人事業主様向け 皮膚赤外線体温計 MC-720-JB



価格 ¥11,000 (税込)

数量 [在庫あり](#)

[買い物かごに](#)

ご購入の注意

一般的に皮膚温度は外部環境の影響を受けないため安心してご利用ください。ただし、皮膚に傷や炎症がある場合はご利用できません。

領収書の発行について

商品の発送5日後にお届けするメール「保証書」より領収書のダウンロードが可能です。

★駐車場管理棟契約について

<現在の契約書>

賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という。） 氏名 麻生商店街振興組合

賃借人（以下「乙」という。） 氏名 合同会社あさぶ商事 代表 木村 弘

甲乙間において次のとおり、あさぶ商店街振興組合所有の駐車場管理棟（所在地 札幌市北区麻生町 5 丁目 7 番地所在）の賃貸借（以下「本物件」という。）に関する契約を締結した。

第 1 条（使用目的） 本物件を乙の事業実施の目的で使用するものとし、甲の承認がなければ乙は他の用途に使用してはならない。

第 2 条（契約期間） 本契約の期間は、平成 29 年 1 月 1 日より平成 29 年 12 月 31 日までとする。

なお、本契約期間満了時において、契約を継続しない場合は、相手方に対し、本契約期間満了の 1 ヶ月前までに通知するものとする。

本通知がなされない場合は、本契約は、さらに同一の条件で 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 3 条（賃料・共益費） 賃料は月額金 10,000 円也とする。乙は毎月末までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとし、支払いにかかる費用は乙の負担とする。

第 4 条（保証金） 保証金については、これを設定しないものとする。

第 5 条（賃料の改定）

(1) 本物件の維持管理にかかる経費の増加及び物価の変動等、その他諸般の経済情勢に則して、甲は賃料を改定できる。

(2) 前項の変更は甲から乙に通知することによって効力を生ずる。

第 6 条（諸料金） 電気・灯油等の料金については乙の負担とし、賃料とは別に支払うものとする。

第 7 条（通知義務） 乙は次の各号の一つに該当する場合は、甲に申し出る。

(1) 乙及び同居人全員が、引き続き 30 日以上本物件を留守にするとき。

(2) 上記物件の損傷、または毀損したとき。

(3) 上記物件の備え付け什器備品の設置場所を変更しようとするとき。

第 8 条（その他の禁止事項） 乙は、甲の書面による承諾を得ずに次の行為をしてはならない。

(1) 使用目的の変更。

(2) 本物件の原状を変更する一切の行為。

(3) 本物件の転貸及び賃借権の譲渡。

(6) その他、甲において禁止した事項。

第 9 条（賃借人の注意義務及び損害賠償等）

(1) 乙は本物件について、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(2) 乙及び同居人またはその訪問者が、その者の責に帰すべき事由により、本物品または、その物品に関する設備等を損傷等したとき、並びに、他の賃借人もしくは第三者に損害を与えた場合、乙は、その損害に応じて直ちにこれを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

第 10 条（清掃及び修繕義務） 本物件の耐久性等は、適正な使用及び保守等の如何にかかわる為、本物件を使用するにあたって、特に次の義務を課する。

(1) 水回り部分の故障や腐食原因の多くに次の清掃不良等が目立つ。よって、物件の清掃等を行うと共に、居室の換気も十分行い結露防止に努める。

(2) 前項等に起因する故障等、並びに破損等にかかる修繕費は、乙の負担とする。

第 11 条（免責） 甲は、地震・火災・水害等のほか、建物の諸設備の故障や工作物の為に生じた損害及び

敷地内において生じた第三者による損害など、一切の責めを負わない。

第12条（立入点検協力義務） 甲及び甲の使用人もしくは甲の指定する者は、本物件の保全及び修繕等、または防犯、防火、救護、その他必要がある場合には、これに立ち入り必要な措置を講ずることができる。但し緊急の場合を除き、原則として事前に乙の了解を得るものとする。

第13条（解約の予告） 乙が本契約を解約する場合は、1ヶ月前にこの旨を甲に、書面により通知しなければならない。ただし、乙は予告にかえて1ヶ月分の賃料相当額を支払い即時解約できる。甲が本契約を解約する場合は、書面により1ヶ月前に乙に通知するものとする。

第14条（契約の消滅） 本物件が朽廃もしくは天災事変・水火災等によって損壊した場合、または公共事業の施工等により使用不能となった場合は、本契約は自然に消滅するものとする。

第15条（契約の解除） 乙が次の各項の一つに該当するとき、甲は即時本契約を解除することができる。

- (1) 賃料等を3ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 故意または過失により、本物品またはその物品にかかわる設備等を損傷・毀損したとき。またはその恐れがある場合。
- (3) 強制執行等の他、刑事事件に関わるなどで信用をなくす行為をしたとき。
- (4) その他本契約に違反したとき。

第16条（管轄裁判所） 本契約から生ずる権利義務について紛争を生じたときの裁判所は、札幌地方裁判所とすることに合意する。

第17条（規定外事項） この契約書に定めのない事項については、関係法規、一般的な賃貸借契約及び慣習等に従い誠意を持って協議解決する。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を所持する。

平成28年 12月31日

札幌市北区麻生町6丁目14番6号
高橋ビル 3階

甲 麻生商店街振興組合
理事長 稲川正勝 印

札幌市北区麻生町5丁目7番5号
コーポ稲川

乙 合同会社あさぶ商事
代表 木村弘 印